

土岐川庄内川流域委員会(仮称) 規約(案)



(名称)

第1条 本会は、「土岐川庄内川流域委員会(仮称)」(以下「流域委員会」という。)とする。

(目的及び設置)

第2条 本流域委員会は、今後、20～30年間の具体的な河川整備内容を示す「土岐川庄内川河川整備計画(案)」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

(役割)

第3条 「土岐川庄内川河川整備計画(原案)」について意見を述べる。

2. 土岐川庄内川の整備に関する重要事項について、必要に応じて指導助言する。



(組織等)

第4条 流域委員会は総会のみで構成する。

- 2. 流域委員会の委員は、局長が委嘱する。**
- 3. 流域委員会の設置は整備計画の出来るまでの2年とする。**

(情報公開)

第5条 会議は原則公開とし、議事内容及び会議資料の公開方法については、流域委員会で定める。

(会議)

第6条 流域委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2. 委員長は会務を総括し、流域委員会を代表する。**
- 3. 委員長は流域委員会を招集する。**
- 4. 流域委員会はその運営に関し、運営方針を定める。**



(臨時委員)

第7条 流域委員会は必要に応じて、臨時に委員を招聘することができる。

(参考人)

第8条 流域委員会は必要に応じて、委員以外のものから参考意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 流域委員会の事務局は国土交通省中部地方整備局庄内川工事事務所(平成15年4月より庄内川河川事務所)が行うものとし、流域委員会の指示により、以下の事務をする。

2. 会議資料の作成

3. 議事録、会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成等



(規約の改正)

第10条 本規約の改正は、全委員総数の過半数の同意をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成15年 月 日 から施行する。



◆土岐川庄内川流域委員会(仮称) 委員名簿

氏名	所属等	専門等
阿部 和俊	愛知教育大学教育学部 教授	都市地理学
石川 和紀	社団法人愛知県農林公社 理事長	農業用排水
石田 繪美子	(名古屋市東区在住)	公募委員
内田 和子	岡山大学文学部 教授	自然地理学・流域管理
小笠原 昭夫	愛知女子短期大学 講師	生態系・鳥類
片田 敏孝	群馬大学工学部 助教授	都市工学・災害社会工学
小尻 利治	京都大学防災研究所 教授	水文・水資源
小菅 俊洋	(愛知県西枇杷島町在住)	公募委員
柴田 充雄	王子製紙(株)春日井工場 業務部長	企業
辻 淳夫	藤前干潟を守る会 代表	環境・市民活動団体
辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学研究科 教授	河川・土砂水理学
寺本 和子	豊橋創造大学短期大学部 教授	森林学・砂防
富永 晃宏	名古屋工業大学工学部 教授	河川・水理学
原田 守博	名城大学理工学部 教授	水文・地下水
松尾 直規	中部大学工学部 教授	河川・環境水理学

敬称略 (五十音順)